

計画の実現のために



私の好きなかがや 絵画・写真展(平成20年度) 小学生の部

芦田望さん 「ぼくの家のでん」

政策 4 - 1 計画の実現のために

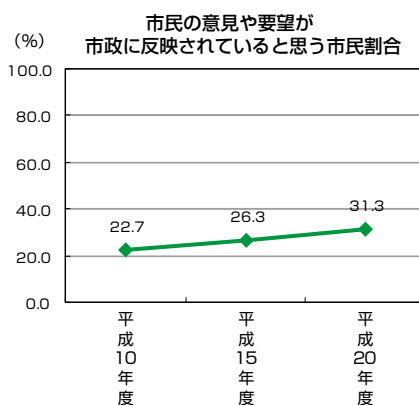
施策 1 地方分権と市民参加の推進

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

市民と行政が情報を共有し、共通の目標に向かってお互いの責任を自覚し、役割を分担しながら自らの選択と責任で協働のまちづくりをしています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆平成 12 年 4 月の地方分権一括法施行により、市町村・県・国は対等、協力の関係が強化されました。
 - ◆国においては継続的に地方分権に関する検討がなされ、引き続き地方分権は進展する方向にあります。
 - ◆こうした中で、「わたしたちのまち」について市民と行政とが一緒になって責任を持ちながらまちづくりを行うことが必要です。
 - ◆また、市民参加の機会を増やすとともに、参加の前提となる情報の共有についても取り組んでいく必要があります。
 - ◆退職者が地域に帰って来ることにより、地域活動の担い手が増加し、こうした方々が生きがいをもって暮らすことができるような仕組みづくりが必要になっています。
- <基礎調査では…>
- ◇まちづくりを進めていく上での役割分担は「行政・家庭・地域等が状況に応じ互いに相談して実施する」という意見が比較的多いという市民意識が示されています。



施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 地方分権に対応した体制整備	地方分権に対応できる市政運営体制が整備されています。	◆地方分権戦略プラン実現率
2) 市民参加の促進	市民が、鎌ヶ谷市のまちづくりに参加しています。	◆市内 NPO 法人数 ◆1 回あたりパブリックコメント意見件数

3) 市民と行政の適正な役割分担	市民と行政とが共通の目標に向かって、それぞれの役割を果たしています。	◆過去1年間に地域活動に参加した市民割合(市民意識調査) ◆市民協働提案事業提案件数
4) 市民との情報共有化の推進	まちづくりにあたって必要な情報が、市民と行政とで共有されています。	◆審議会公開率 ◆知りたい情報の提供・公開が進んだと思う市民割合(市民意識調査)

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 市民一人ひとりが「自分たちのまち」という意識を持ち、まちづくりに関する知識を習得します。
- まちづくりに積極的に参加します。

□事業者



- 情報を共有し、連携してまちづくりに参加します。

□行政



- 地方分権に対応できるような体制を整えます。
- 情報収集に努め、必要な情報をわかりやすく市民に伝えるよう努めます。
- 市民がまちづくりに参加しやすいように、住民参加を促進するような環境整備に努めます。
- 市民活動団体に対して支援を行い、市民活動の推進に努めます。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
◆市政に関する情報を得られている市民割合(市民意識調査)	36.4% (平成20年度)	43.0%	50.0%
◆過去1年間に地域活動をした市民割合(市民意識調査)	64.0% (平成20年度)	66.0%	68.0%
◆市民の意見や要望が市政に反映されていると思う市民割合(市民意識調査)	31.3% (平成20年度)	40.0%	50.0%
◆市政への参加の機会が進んだと思う市民割合(市民意識調査)	18.1% (平成20年度)	25.5%	33.0%

部門計画名 「鎌ヶ谷市地方分権戦略プラン」「市民との協働戦略プラン」

政策4-1 計画の実現のために

施策2 効率的で健全な行財政運営の推進

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

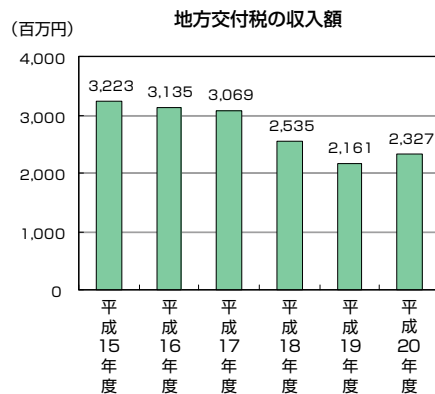
最少の経費で最大の効果を生み出す行政運営が行われています。
年間の支出をその年の収入でまかなう財政運営が確立されています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆平成16年度から実施された三位一体の改革によって、税源移譲はあったものの、国庫支出金や地方交付税は大幅な減少となりました。
- ◆歳入全体が減少する中、少子高齢化の進展によって福祉に要する経費である民生費が大幅な上昇傾向を示しています。
- ◆厳しい財政状況の中、行財政改革により予算編成を行っていますが、依然として厳しい状況です。
- ◆業務の効率的な運営やサービスの向上が求められています。

<基礎調査では…>

- ◇「効果が少ない行政サービスを廃止して、負担を減らしてほしい」が39.7%、「現在の行政サービスを維持するためには、多少負担が増えても構わない」が17.6%という市民意識が示されています。



資料：鎌ケ谷市決算書

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 行財政改革の推進	不断の行財政改革により、常に最適な行財政運営がなされています。	◆将来負担比率（※1） ◆実質公債費比率（※2）
2) 計画行政と健全な財政運営	「鎌ケ谷市総合基本計画」に基づいた計画的な行政運営がなされ、「持続可能な財政運営」が確立しています。	◆経常収支比率（※3） ◆「後期基本計画」目標達成率
3) 行政情報化の推進	情報システムの利用により、業務効率が上がり、経費削減がなされています。	◆行政の簡素化や事務の合理化が進んだと思う市民割合（市民意識調査） ◆職員数

4) 組織・人事マネジメントの充実	多様化・高度化する行政ニーズに対応できる職員・組織になっています。また、人事評価制度の活用により、業務目標の共有化が図られ、活力ある組織風土が醸成されています。	◆行政の簡素化や事務の合理化が進んだと思う市民割合（市民意識調査）
5) 公正、確実な事務と市民サービスの向上	事務が、公正かつ確実に執行され、窓口等では、迅速で丁寧なサービスが行われています。	◆市職員の市民への対応が良くなったと答えた市民割合（市民意識調査）

まちづくり主体ごとの役割

□市民



- 事務事業の統廃合に合わせ、市民ができることは自ら行います。
- 市の財政状況に関心を持ち、市政に参加します。

□事業者



- 事業者ができることは自ら行います。
- 協働によるまちづくりを行います。

□行政



- 第三者の視点を踏まえた行政評価により定期的に評価・検証を行い、その結果を行政改革や計画の進行管理・見直し、予算編成や組織・人事に活用します。
- 市民や事業者が財政運営に納得できる予算編成、情報提供を行います。
- 計画的な財政指標の数値改善を行います。
- 質の高い行政サービスを行います。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆ 経常収支比率	95.6% (平成 20 年度)	95.0%	95.0%
◆ 市職員の市民への対応が良くなったと答えた市民割合 (市民意識調査)	26.1% (平成 20 年度)	28.0%	30.0%
◆ 職員一人あたりの人口	147.7 人 (平成 20 年度)	160.3 人	160.3 人

部門計画名 「定員適正化計画」、「市民との協働戦略プラン」

用語説明

- ※ 1 将来負担比率：将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率
- ※ 2 実質公債費比率：収入に対する債務返済額の比率を示す財政指標
- ※ 3 経常収支比率：毎年度経常的に収入される一般財源に対する毎年度経常的に支出される経費に充てられた一般財源の割合

政策4-1 計画の実現のために

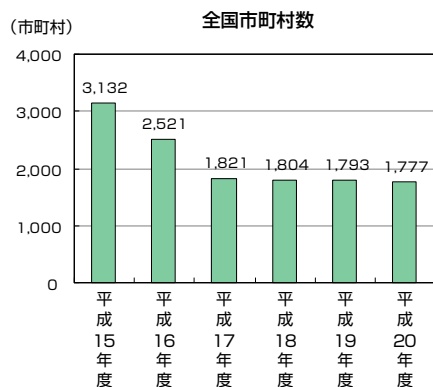
施策3 広域行政の推進

■ 施策のねらい（めざす姿） ■

自治体間の広域的な連携により、行政が効率化し、市民の利便性や福祉が向上しています。

施策をとりまく環境変化と課題

- ◆自治体の処理すべき事務について単独で処理することが困難な課題が増加しています。
- ◆これらの課題に対応するため、近隣自治体と連携し、事業の共同実施や共通課題解決に向けた取り組みや研究を進めています。
- ◆広域的な取り組みを進める方法の一つとして市町村合併があり、市としても将来的な方向性を模索する一環として合併・政令市移行について近隣市とともに研究を行っています。
- ◆合併・政令市移行については、情報提供を行いながら、広く市民と共に協議・検討を進めていく必要があります。



<基礎調査では…>

◇各種懇談会では、市町村合併の研究に対する意見が多く提起されました。

施策を実現する手段（基本事業の構成）

基本事業	ねらい（めざす姿）	基本事業成果指標
1) 広域行政体制の強化	既に広域体制で実施している事業が、構成市の連携関係を維持強化しながら効果的かつ効率的に推進されています。	◆広域連携で行っている事業数

2)近隣自治体との連携	これまでの広域体制にとられない新たな広域連携により、行政の合理化・効率化・市民の利便性や福祉向上のための協議が具体的に行われています。	◆広域要望の実現度
3)合併及び政令指定都市に関する調査研究と情報提供	市町村合併及び政令指定都市に関して調査研究が行われ、必要な情報が共有されています。	◆合併及び政令指定都市に関する広報実施回数

まちづくり主体ごとの役割

□市民



■行政から発信される情報に関心を持ち、まちづくりに積極的に関わります。

□事業者



■情報を共有し、連携して広域行政のあり方について考えていきます。

□行政



■広域行政に関する調査研究結果等について、情報を分かりやすく市民に伝えるよう努めます。
 ■特に、合併・政令市移行については、必要な情報を分かりやすく提供するように努めるとともに、市の将来について共に考えていけるよう環境整備に努めます。

施策の成果目標値

指標名	現状値	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)
◆共同処理事務数	4 件 (平成 20 年度)	増加	増加
◆公共施設の共同利用数	0 件 (平成 20 年度)	増加	増加
◆広域要望の実現度	— (平成 20 年度)	増加	増加

資料編

用語解説

- (1) ここには、計画本文中で※印を付した用語を収めました。
 ※印は、原則として、用語が使用された所に付しましたが、同じページに2か所以上ある場合ははじめの用語に付します。
- (2) 用語説明の末尾の数字は、用語が使用されているページです。

用語	解説	該当ページ
【ア行】		
一般市道	日常生活に必要となる生活道路	102
【カ行】		
介護給付・訓練等給付費	障がい者（児）が事業者から介護や訓練などのサービスを受けるために市から給付される費用	42
河川の水質BOD値	BOD値は、水中の有機物が微生物によって一定時間内に酸化分解される時に必要な酸素量で、水が汚れていれば有機物も多く、酸素も多く必要となります。なお、標記のBOD値は、市内の河川（水路）12箇所年約4回の水質検査を行った平均値	72
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗面所等の排水）を併せて処理することができる浄化槽のことで、し尿だけしか処理できない単独処理浄化槽に比べ、水質汚染物質の削減率が極めて高い	82、84
カロリーベースの食料自給率	国内の食料消費について、国産でどの程度賄えているかを示す食料自給率を、栄養価であるエネルギー（カロリー）に換算して生産量/消費量で算出したもの。	106
完了検査	工事が完了した段階で、建築物が建築申請とおりに建築されたかを確認する検査	76
既成市街地整備事業	既成市街地において、都市基盤の面的な整備・誘導等を行う事業	98
緊急対処事態	原子力発電施設の爆破、ターミナル駅等の爆破、水源地に対する毒素等の混入、航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロなどの武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なもののこと。	90
近隣商業拠点整備事業	鎌ヶ谷大仏、北初富、くぬぎ山の各駅周辺及び（仮称）中沢駅周辺において、市民の日常生活に身近な商業等のサービス機能の充実を目指すために実施する事業	98

経常収支比率	毎年度経常的に収入される一般財源に対する毎年度経常的に支出される経費に充てられた一般財源の割合	116
刑法犯認知件数	刑法犯の総数から交通事故に係る罪を除いた、凶悪犯・粗暴犯・窃盗犯・知能犯・風俗犯などの犯罪について、被害の届出、告訴、告発等により、その発生を警察が確認した件数	88
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性が一生の間に産む子の数	40
工事完了検査率	建築確認の取得済み件数に対して完了検査を実施した件数の割合	76
交通政策審議会	国土交通大臣の諮問に応じて、交通政策の重要事項を調査審議する。	96
国民医療費	医療機関における傷病の治療に要する費用	46
コミュニティビジネス	市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称	110

【サ行】

最終処分率	搬入されたごみの総量に対して最終的に埋め立て等により処分されたごみの量の割合	74
資源化率	搬入されたごみの総量に対してRecycle（リサイクル：再資源化）されたごみの量の割合	74
自主防災組織	災害対策基本法第5条第2項に規定されており、地域住民が自主的な防災活動を行ううえで、主に自治会、町内会を単位として組織するもの。	90
自主防災組織組織率	自主防災組織加入世帯数÷市世帯数	90
実質公債費比率	収入に対する債務返済額の比率を示す財政指標	116
就学前人口に対する保育所 入所率	保育所入所者数/就学前人口×100	40
出火率	人口1万人当たりの火災件数（平成20年全国平均出火率：4.1件）	92
将来負担比率	将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率	116
主要市道	広域に渡り、道路網の中心的役割を担う道路	102
新鎌ヶ谷駅周辺地区市街地 整備促進事業	新鎌ヶ谷駅利用者の回遊性や利便性を確保するために実施する事業	94
浸水面積	降雨時にU字溝、排水管、河川、水路などが溢れることなどにより雨水に浸かってしまう土地の面積	80

浸透枿	降雨時に雨桶などからの雨水を集めて地中へ浸透させるための施設	80
生活排水処理率	(公共下水道を使っている人口+合併処理浄化槽を使っている人口)/行政人口	84
全県域污水適正処理化構想	効率的な污水处理施設の整備を目的に各污水处理施設の役割、水質保全効果、経済性などに応じた適正な整備手法を選定する構想	82

【夕行】

多文化共生	海外出身者や国籍の異なる人々がお互いの文化的な違いを尊重しあい、地域の一員として暮らすことのできる状態	70
単独処理浄化槽	し尿しか処理できない浄化槽。平成13年4月1日以降、設置が原則禁止されている。	84
地域活動支援センター	軽作業や創作的活動を行う通所施設	42
地産地消	地域で取れた農産物を地域の人たちが消費すること。地産地消の推進により生産者と消費者の物理的、心理的距離を縮め消費者のニーズに応えた生産や、農業への理解を促進することが期待される。	106
貯留量	降雨時に雨水を一時的に貯めておく貯留池、調整池などの施設が雨水を貯めておくことのできる量	80
特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他多数の者が利用する建築物	104
都市計画道路	都市の骨格を形成し、良好な市街地形成を誘導するとともに、様々な都市活動を支える都市の根幹的な施設	102
都市軸形成促進事業	新鎌ヶ谷、初富、東武鎌ヶ谷駅周辺を「核」として、それぞれの拠点性・連続性を強めることにより、市民が安全・安心に過ごし、利便性の高い魅力ある市街地を形成するために実施する事業	98

【ナ行】

日中活動系サービス	施設において行う介護や訓練などのサービス	42
ネットワーク	複数の要素が個々に機能するのではなく、有効に作用し合えるよう互いに網状に連続させ、相互の機能を高めること。	36
農業の多面的機能	国土の保全、自然環境の保全等、農業生産活動が行われることにより生ずる農産物の供給以外の多面に渡る機能のこと。	106

【ハ行】

パートナーシップ	立場の異なる人同士が信頼の上に協働し、地域福祉サービスを必要としている人へ支援を行うことにより地域福祉を推進すること。	36
バリアフリー	誰もが安全・安心に移動できるまちをめざし、高齢者、障がい者等の活動の妨げとなる生活分野における障がい（バリア）をなくすこと。	36
ひとり親世帯等医療費等助成	18歳未満の児童がいる母子家庭や父子家庭に医療費の一部を助成する制度	40
ファミリーサポートセンター	育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織	40
武力攻撃事態	地上部隊が上陸する攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイルによる攻撃、航空機による攻撃などの武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態のこと。	90
防犯サテライト事業	警察、防犯協会、市が中心となって、市内の6コミュニティエリアに対し、防犯に係る巡回指導を展開する事業。事業内容は①防犯現地診断事業②防犯キャンペーン巡回事業③自主防犯活動団体研修事業④防犯パトロール支援強化事業の4事業で、事業メニューは地域の要望により選択できる。	88
訪問系サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問して行うサービス	42

【ワ行】

ワークライフバランス	仕事と私生活の調和が必要とする考え方	68
------------	--------------------	----

【略語】

3R（スリーアール）	Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）をキーワードとする循環型社会を形成していくための政策	74
AED	突然、心臓の筋肉が痙攣状態となった場合に、心臓に電気ショックを与えて、正常なリズムに戻すための器械	92
B/C（ビー・バイ・シー）	費用便益化。BはBenefit（便益）、CはCost（費用）の略で、B/CはB÷Cのこと。	82
ICT	Information and Communication Technologyの略。情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称	66
SOHO	Small office home officeの略で、個人企業家や自営業者が自宅や小規模なオフィス仕事をする新しいワークスタイル	110

基本構想（平成12年9月28日市議会議決）

第1章 まちづくりの基本理念

“まち”は、人が住み、働き、学び、憩い、文化を創造する人間活動の拠点です。そして、自然的・歴史的な諸条件を背景として、まちを愛する人たちによって支えられながら他都市との交流のもとで形づくられ、成長していくものです。

私たちの鎌ヶ谷市には、「谷地や緑地、自然が豊富に残るまち」、「緑と調和する落ち着いた雰囲気のあるまち」、「鉄道3線が交差する利便性の高いまち」、「プロ野球球団の施設がありスポーツへの関心が高いまち」、「国内有数の梨産地の顔を持つまち」、「全国に誇れる福祉の先進サービスが享受できるまち」など、感性に響く個性的な魅力がたくさんあります。

こうした魅力を活かしながら、鎌ヶ谷市を愛する人たちの協力や他都市との交流のもとに進める21世紀の鎌ヶ谷市のまちづくりとは、市民一人ひとりが豊かさを実感しながらいきいきと暮らせる質の高い生活を築くことです。

そのため、まちづくりの根本的な考え方となる“基本理念”として、鎌ヶ谷市は、「鎌ヶ谷市民憲章」の精神に則って、「人間尊重・市民生活優先」を堅持します。そして、市民と行政が一体となって魅力あるまちづくりを進めていきます。

それぞれの理念にこめられた考えは次のとおりです。

人間尊重

「人間尊重」という言葉には、市民一人ひとりの持つ権利と役割を尊重しながら、まちづくりを進めるという考えがこめられています。

市民生活優先

「市民生活優先」という言葉には、すべての市民が、健康で生きがいを持ち、便利で快適、安心して生涯を過ごすことのできるような、魅力あるまちづくりを実現していくという考えがこめられています。

第2章 21世紀の鎌ヶ谷市の姿

「21世紀の鎌ヶ谷市の姿」は、鎌ヶ谷市総合基本計画の目標年度である平成32年度（2020年度）における鎌ヶ谷市の姿を「都市像」、「人口」、「土地利用」という視点から描いています。

- 「都市像」は、21世紀の鎌ヶ谷市の姿を、キャッチフレーズを用いて表現したものです。
- 「人口」は、21世紀の鎌ヶ谷市の姿を、人口・世帯数という指標を用いて数値で表現したものです。
- 「土地利用」は、21世紀の鎌ヶ谷市の土地利用の方針と方向を図などを用いて表現したものです。

第1節 都市像

「人間尊重・市民生活優先」の基本理念のもとに、鎌ヶ谷市がめざすべき都市像を「緑とふれあいのあるふるさと 鎌ヶ谷」とします。

緑

鎌ヶ谷市は、先人が大切に育んできた自然環境や地域の個性を受け継ぎながら今の暮らしに活かしてきました。

「緑」という言葉には、豊かな自然環境が21世紀も大切に保全・育成されること、市街地にも緑の空間が増えて自然に接する機会が充実すること、身近な自然を通して新しい発見や創造が生まれ市民の心の豊かさが深まること、地球環境にやさしい暮らしが行われること、といった鎌ヶ谷市の姿がこめられています。

ふれあい

鎌ヶ谷市は、市民が気軽に出会えるまちの良さを活かすことで、常に人と人とのつながりやまとまりを大切にしてきました。

「ふれあい」という言葉には、高齢者と若者の間、市内に在住する人と市外から訪れる人の間など世代や地域を越えて人びとの会話が行われること、お互いに個人の価値観や立場の違いを越えて理解し合い、助けあえる暮らしがあること、といった鎌ヶ谷市の姿がこめられています。

ふるさと

「ふるさと」という言葉には、日々の暮らしの場所、家族とともに暮らす場所、心のよりどころになる場所など住み心地が良く、市民であることに誇りと喜びを持てるまちであること、市外から訪れる人が住んでみたいと感じる、魅力あふれるまちであること、といった鎌ヶ谷市の姿がこめられています。

第2節 人口

鎌ケ谷市は、環境に配慮しながら計画的に市街地整備を進めることで、適正な将来人口をめざします。

将来人口は、平成22年度で112,000人、平成32年度で116,000人と想定します。

将来世帯数は、平成22年度で48,000世帯、平成32年度で53,000世帯と想定します。

将来人口・将来世帯数

	平成22年度（2010年度）		平成32年度（2020年度）	
		構成比		構成比
総人口（人）	112,000	100%	116,000	100%
15歳未満（年少人口）	17,000	15%	14,500	13%
15～65歳未満 （生産年齢人口）	73,500	66%	72,500	62%
65歳以上（老年人口）	21,500	19%	29,000	25%
総世帯数（世帯）	48,000		53,000	

第3節 土地利用

1. 土地利用の方針

鎌ケ谷市は、市内に立地する複数の鉄道駅周辺及び主要道路にそって市街地が形成されてきた都市であり、各駅が地域核として機能する都市構造となっています。

今後の土地利用は、こうした都市構造を踏まえ、社会経済の変化に的確に対応しつつ、全体として、人と自然環境と都市活動が調和した秩序ある有効利用をめざし、都市計画制度の運用に主体性、自主性を最大限発揮しながら、総合的かつ計画的に行います。

市の中心部に位置する新鎌ケ谷駅周辺を基点として、東武鎌ケ谷駅に至る地域を、鎌ケ谷市の商業・業務などの機能が集積する都市軸として形成します。

都市軸を取り囲む住宅地については、計画的・段階的に秩序ある整備を進め、住宅環境の向上を図ります。

市街地調整区域については、都市農業の振興及び良好な自然環境を確保し、優良な農地及び都市環境上重要な樹林地の保全に努めます。

工業地については、公害対策や工場の緑化などによって周辺環境と調和を図るとともに、物流面での利点を活かした新しい工場適地への集約化に努めます。

2. 土地利用の方向

(1) 商業・業務ゾーン

① 広域交流拠点

新鎌ケ谷駅センター地区は、鉄道交通の結節機能を活かしながら、鎌ケ谷市の顔にふさわしい地区として、市外から集客可能な商業・文化・情報・娯楽、さらには情報化産業などを中心とする業務などの多様な機能が複合的に集積する広域交流拠点として機能充実を図ります。

② 地域商業拠点

東武鎌ヶ谷駅周辺地区と新京成初富駅周辺地区は、新鎌ヶ谷駅周辺地区との機能分担を図りながら、市民に日常的な買物や飲食、各種サービスを提供する地域商業拠点として機能充実を図ります。

③ 近隣商業拠点

新京成鎌ヶ谷大仏駅、北初富駅、くぬぎ山駅及び鉄道北千葉線（仮称）中沢駅の周辺地区は、市民が毎日の生活に直結した買物が手軽にできるとともに、地域コミュニティづくりの場にもなる、利便性の高い近隣商業拠点として機能充実を図ります。

④ 都市軸

広域交流拠点である新鎌ヶ谷駅周辺地区から地域商業拠点である東武鎌ヶ谷駅周辺地区に連なる都市軸は、各拠点の機能充実や、軸上の道路沿道や高架下を機能的に利用することにより、にぎわいあふれる鎌ヶ谷市のシンボル空間として機能充実を図ります。

また、都市軸と周辺に位置する近隣商業拠点や住宅ゾーン、スポーツ・レクリエーション拠点ゾーンとの間は、都市計画道路などによってネットワークし、効率的で魅力あふれる土地利用を図ります。

(2) 住宅ゾーン

東武鉄道野田線及び新京成電鉄線の各駅を中心に広がる既成市街地の住宅地は、今後も住宅地として配置し、建物用途の純化を図り、住環境の整備に努めます。計画的に開発、整備された住宅や団地については、良好な環境の維持に努めます。

また、現在、市街化が進行している地域については、市街地整備事業などにより計画的で良好な住宅地を整備するとともに、新鎌ヶ谷駅及び（仮称）中沢駅周辺などの新市街地についても、住宅地として整備します。

さらに、住工混在地区については、相互機能の阻害防止に努めます。

(3) 農地・樹林・緑地ゾーン

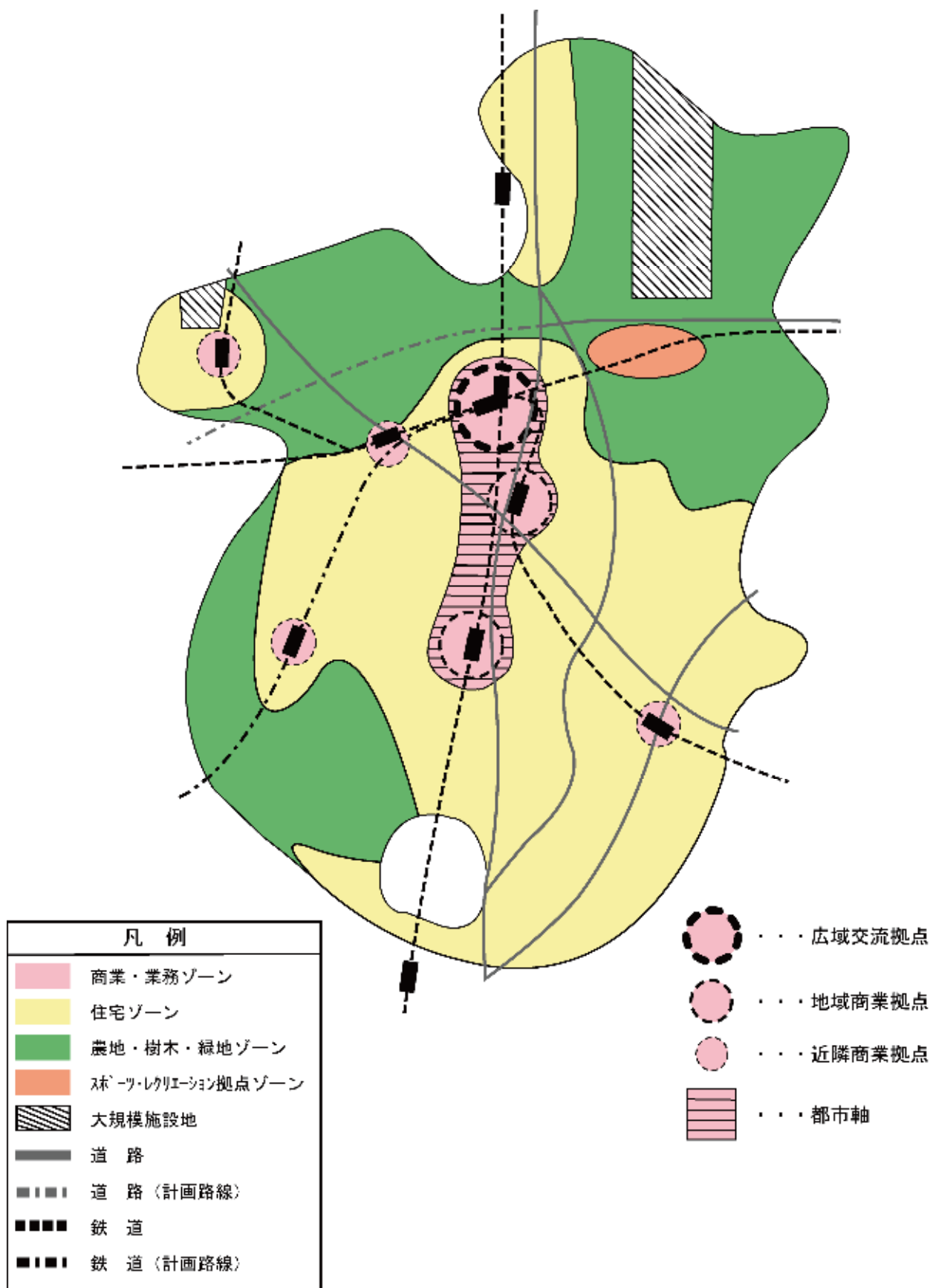
農地は、都市農業のモデルとして、果樹栽培を中心とする農業振興や観光農園としての機能強化を図りながら優良農地の保全に努めます。

また、樹林や斜面緑地などの緑については、良好な都市環境を形成するうえからも欠くことのできない重要な資源であることから、積極的な保全や新たな創造を図り、緑のネットワークづくりを推進します。

(4) スポーツ・レクリエーション拠点ゾーン

市制記念公園から陸上競技場、市民体育館に連なる地域は、交通アクセスの良さや緑の多い立地条件を活かしながら、多目的なスポーツ・レクリエーション機能を有する（仮称）総合運動公園として計画的に整備を図ります。

土地利用イメージ



第3章 基本目標と施策の基本方向

第1節 基本目標

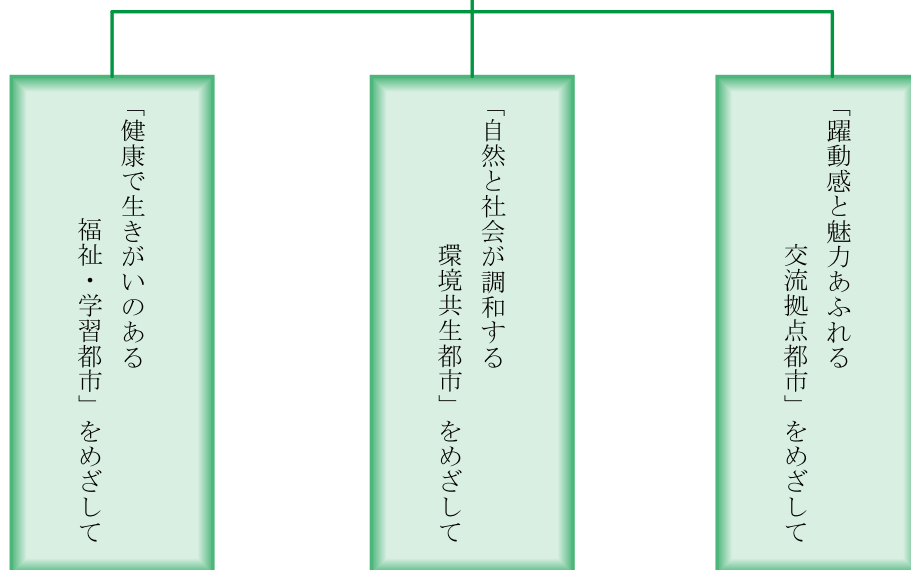
「21世紀の鎌ヶ谷市の姿」を実現するため、次の3つの基本目標を定めてまちづくりを進めます。

21世紀の鎌ヶ谷市の姿と基本目標

【21世紀の鎌ヶ谷市の姿】

- 都市像（「緑とふれあいのあるふるさと 鎌ヶ谷」）
- 人口（人口116,000人、世帯数53,000世帯）
- 土地利用（第2章 第3節）

【基本目標】



「健康で生きがいのある 福祉・学習都市」とは、鎌ヶ谷市で暮らす「人」の視点から定める目標で、全ての市民が、いつまでも明るく健康で暮らせるための社会システムづくりをめざしています。

目標実現のために、健康を守るための保健・医療・福祉や生きがいづくりとしての生涯学習活動、健康と生きがいを地域で支えあえるコミュニティづくりなどの施策分野を包括して実施します。

「自然と社会が調和する 環境共生都市」とは、鎌ヶ谷市の暮らしを支える「生活環境」の視点から定める目標で、市内に残る豊かな自然環境が保全

された中で、自然のうらおいを身近に感じながら、やすらぎのある質の高い市民生活が送れる社会をめざしています。

目標実現のために、自然環境の面では、自然景観や緑の保全・創造と地球環境レベルで求められる環境負荷の少ない社会づくりなどの施策分野を包括して実施します。

生活環境の面では、日常生活に直結する住宅や公園・緑地の充実、災害などから市民の安全を守る防災面や安全面にも配慮した施策分野を包括して実施します。

「躍動感と魅力あふれる 交流拠点都市」とは、鎌ヶ谷市で行われる「都市活動」の視点から定める目標で、21世紀の鎌ヶ谷市を象徴する「人・もの・情報」が交流する魅力あふれる新たな拠点の整備や、道路や鉄道などの都市活動を支える社会基盤の充実、そこで躍動する様々な産業のある社会などをめざしています。

目標実現のために、都市活動を支える社会基盤と、その基盤を活かして躍動する産業振興の施策分野を包括して実施します。

第2節 施策の基本方向

施策の基本方向は、3つの基本目標を達成するために取り組むべき施策を総合的・体系的に示すものです。

1. 「健康で生きがいのある 福祉・学習都市」をめざして

(1) 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります

① 地域で支えあう福祉社会の形成

高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が、ノーマライゼーションの理念のもと、住み慣れた地域の中で支えあい、助けあえる地域社会をつくる必要があります。

そのため、市民一人ひとりの自立自助を基本として、市民と行政、家庭と地域社会が役割を分担し、地域ぐるみの福祉活動を一層進めます。

また、福祉と保健・医療の連携による地域ケアサービス体制の充実を図るとともに、社会福祉協議会やボランティアグループなどへの支援、福祉ネットワークの連携強化に努め、地域に根ざした質の高い福祉施策を推進します。

② いきいきとした高齢社会の形成

高齢化や核家族化など、高齢者や家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、社会制度の充実や生きがいづくりなどを通して、高齢者にとっても暮らしやすい社会を形成する必要があります。

そのため、高齢者ニーズに対応した適切な介護サービスについて、在宅あるいは施設利用にかかわらず提供できる体制を充実させるとともに、介護を支える側の負担を軽減する相談・指導体制を充実します。

また、高齢者の健康保持、ねたきり防止のため、機能訓練などの予防事業・生活支援事業を充実するとともに、社会参加を促進する生涯学習活動やボランティア活動などを支援します。

③ 健やかに子どもが育つ児童福祉の推進

少子化や核家族化が進む中、次代を担う子どもたちの権利を尊重し、心身ともに健やかに育つ環境を整えていく必要があります。

そのため、多様化する保育ニーズに対応して保育環境の充実を図ります。

また、行政と関係機関、家庭と地域社会が連携しながら、安心して遊べる場の確保や世代間交流など、様々な子育て支援を進めます。

さらに、ひとり親家庭の援護制度や相談・支援体制を充実します。

④ 社会参加に向けた障害者（児）福祉の推進

ノーマライゼーションの理念のもと、障害者の能力に応じて自立した生活が実現できる仕組みをつくる必要があります。

そのため、医療機関、関係機関との連携により、障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、障害者のニーズに対応した在宅福祉と施設福祉の充実を図ります。

また、障害者の社会参加を促進するため、教育、就労の場の確保や、バリアフリー化した公共公益施設の整備、情報提供・コミュニケーション支援、防災など、幅広い分野の施策を総合的に進めます。

⑤ 安心して暮らせる社会保障の充実

保健・医療・福祉分野の負担が大きくなる高齢社会に対応し、安定した財源に支えられた社会保障制度の充実を図る必要があります。

そのため、国民健康保険制度をはじめ、老人保健制度、介護保険制度の適正な運営に努め、財政措置の充実など、制度の改善について関係機関に要請します。

また、国民年金制度の周知徹底に努め、未加入者の解消など、年金権の確保を図るとともに、制度の改正及び給付内容の充実について関係機関に要請し、将来にわたり安定した年金制度の確立を促進します。

さらに、低所得者の福祉を推進するため、生活保護制度の充実を促進するとともに、生活相談や自立更生指導などの援護施策の充実も図ります。

⑥ 健康を支える保健・医療の充実

健康は、人が幸せに暮らすための最も基本となるものであり、生涯にわたって健康が保たれる体制を築く必要があります。

そのため、自らの健康は自らが守るという自立意識の高揚と、健康増進から疾病の予防、早期発見、機能訓練に至る一貫した保健事業を、関係団体の協力を得て推進します。

また、急病への対応など、地域医療の拠点となる施設の整備を進めます。

(2) 生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくります

① いきいきとした生涯学習の推進

市民生活の高度化や価値観の多様化が進み、市民が心豊かで生きがいのある生活を送るうえで、生涯学習の果たす役割は重要性を増してきます。

そのため、市民が主体的に充実した生活を送れるよう、生涯の各時期に応じた学習活動を促進するとともに、地域で活動する団体やグループ・サークルの育成、指導者の確保と活用などの支援を行います。

また、社会教育関係施設の整備を図り、学習機会の拡充に努めます。

② 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーション活動は、趣味や健康増進、家族とのふれあいなど、多様なニーズに応じて取り組まれている重要な活動であり、これからもますます充実させる必要があります。

そのため、市民が日常生活の中で、生涯にわたりそれぞれの目的や体力に応じたスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康で明るい市民生活が送れる活動の機会拡充と場の確保に努めるとともに、市民が一流のスポーツ選手に接することができる様々な機会を設けます。

また、団体の育成、指導体制の充実を図るとともに、多目的なスポーツ・レクリエーションの拠点施設の整備に努めます。

③ 芸術・文化の振興

市民のふるさと意識が生まれつつある中で、さらに地域に根ざした自主的で多様な芸術・文化活動を通じた、個性ある市民文化の創造を図る必要があります。

そのため、市民生活の中で、優れた芸術や文化に触れる機会の創出と市民の自主的な芸術・文化活動の支援を行うとともに、芸術・文化施設の整備・促進、文化団体の育成などを図り、文化水準の向上に努めます。

また、歴史的遺産である文化財については、積極的・計画的な保護・継承に努め、市民のふるさと意識の醸成、新たな地域文化創造の素材として多様な活用を図ります。

(3) 人間性豊かな子どもの育成環境をつくります

① 豊かな人間性を育む幼児教育の充実

幼児期は、人間形成にとって重要な時期であり、幼児教育への関心の高まりも踏まえ、教育環境のより一層の充実を図る必要があります。

そのため、家庭、幼稚園・保育所、地域社会が一体となり、各園や地域の実態に即した教育内容の充実に努めるとともに、地域の幼児教育施設として子育て支援活動を促進します。

② 生きる力を育てる義務教育の充実

国際化・情報化・科学技術の発展やいじめ、不登校など、児童・生徒を取り巻く様々な環境に対応するとともに、「ゆとり」の中で「生きる力」を育成する教育を行う必要があります。

そのため、一人ひとりを大切に、基礎学力の習得や特色ある教育を進め、人を思いやる心や主体的に考え行動できる能力を育むなど、家庭や地域社会と連携を図り、たくましく生きる力を養います。

また、教職員の資質の向上など、指導体制の強化を図り、将来の児童・生徒数の変化に対応して、学校規模の適正化やゆとりある教育環境の整備・充実に努めます。

③ 児童・生徒の健康と安全の確保

すべての児童・生徒が心身ともに健康で安全な学校生活をおくれるよう、児童・生徒の健康・体力の増進と安全教育を行う必要があります。

そのため、学校保健や学校体育、学校給食の充実と健康管理指導の徹底、交通安全をはじめとした安全指導の強化に努めます。

④ 高等教育の充実

市民の生涯にわたる学習ニーズが高まる中で、高度で専門的な学習機会を提供していく必要があります。

そのため、義務教育終了後の生徒が、その能力や適正に応じて幅広い選択ができるように、進路指導などの充実に努めます。

また、近隣市にある大学との連携による大学開放講座などを積極的に活用し、市民と大学の交流を深めるとともに、高等教育機関の受け皿づくりを進めます。

⑤ 青少年の健全育成

豊かな人間性と創造性を備えた、次代を担う青少年を育成していく必要があります。

そのため、家庭、学校、地域社会、行政が一体となり、生活体験、社会体験、自然体験などの機会充実や、青少年団体活動、世代間交流活動、国際交流活動などを促進するとともに、相談・指導体制の充実・強化を図ります。

(4) 個人が尊重しあう多様な市民交流をつくります

① 個性豊かなコミュニティづくり

市民一人ひとりが地域社会の中で、人づくり、まちづくりというそれぞれの役割を認識し、「地縁」や「知縁」で結ばれた新しいコミュニティづくりを進めていく必要があります。

そのため、地域に根づいたコミュニティ活動を育成・支援するとともに、その活動拠点の整備・充実を図ります。

また、福祉・医療、環境保護、災害復旧などの分野で活動するNPOについても、育成・支援に努めます。

② 市民生活を支える地域情報化の推進

様々な情報通信ネットワークを活用し、行政情報の提供や情報交換などを促進し、誰もが必要な情報に自由にアクセスしたり、時間や距離に制限されない交流を目標に地域情報化を推進する必要があります。

そのため、マルチメディアの活用や地域情報化システムの構築などを進め、企業による情報通信基盤の整備を促進します。

また、21世紀を担う人材の育成をめざした情報化教育を充実させるとともに、情報化についての啓発などに努めます。

③ 男女共同参画社会づくり

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって様々な分野の活動に参画する機会が確保され、男女が均等に社会の利益を享受できる社会づくりが必要です。

そのため、男女平等意識の高揚に努め、女性の地域における社会活動への参画や審議会などへの登用を促進し、女性が働きやすく、働き続けるための環境づくりなどを進めます。

④ 世界と結びつく国際化の促進

個人や企業の国際活動が活発化していく「地球時代」に対応した国際化を進める必要があります。

そのため、姉妹都市交流を中心として、市民レベルの国際交流をさらに促進し、国際交流を推進する組織の強化を支援します。

また、市民や外国人にも多様な学習機会や情報の提供に努めるとともに、外国人にも暮らしやすい環境づくりに努めます。

さらに、国際平和の意識の醸成や国際交流拠点施設の整備・促進に努めながら、市民・企業・行政が連携のもと、教育・文化・経済など、様々な分野における地域に根ざした国際化への対応を図ります。

2. 「自然と社会が調和する 環境共生都市」をめざして

(1) 人と自然にやさしい地域社会をつくります

① 環境保全の促進

地球規模で環境問題の深刻化が進み、市内の緑が徐々に減少する中、市民の健康を考えると自然にふれる機会を設けるなど、環境意識をさらに高める必要があります。

そのため、環境に関する教育の推進や学習機会の充実を図り、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任のもと、環境保全に関する取り組みを進められるよう、総合的な施策を進めます。

また、公害を未然に防止するため、発生源に対する監視体制を強化します。

さらに、自然環境の保全や貴重な生物の保護に努めるとともに、それらの自然環境などが市民の憩いの場や、子ども達のふれあいの場として活用されるよう努めます。

② 循環型社会の構築

都市活動が、大気や水、自然など、環境に大きな負担をかけてきたことの反省から、水資源やエネルギーの有効利用、廃棄物の減量、リサイクルの促進など、循環型社会の構築に向けた取り組みの必要が高まっています。

そのため、省エネルギーやリサイクルなどに関する教育の推進や意識の高揚を図り、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任のもと、循環型社会の構築に向けた総合的な施策を進めます。

(2) 快適な暮らしの環境をつくります

① 良好な住宅の整備

より魅力あるまちとするためには、良好な居住環境の形成と良質な住宅が確保される必要があります。

そのため、市街地整備事業などの促進を図るとともに、民間活力による土地の有効利用、公営住宅の整備・促進、適切な建築指導や宅地開発の規制・誘導などに努めます。

② 快適な公園・緑地環境の整備

緑は人びとの心をなごませ、都市景観の形成や貴重な生態系の維持等の環境保全をはじめ、防災空間としても重要であり、積極的に守り育てていく必要があります。

そのため、公園については、計画中の（仮称）総合運動公園を核として、防災面などにも配慮しながら適正配置に努め、各公園が相互に補完し合いながら機能が発揮できるよう、緑のネットワーク化を推進します。

また、高齢者や障害者にも利用しやすい公園のバリアフリー化や、市民が多

目的に利用できる公園の実現、市民参加による公園の維持・管理に努めます。

さらに、残された貴重な緑地の保全・活用を進めるとともに、公共空間や公共施設などの緑の創造、緑を育てる市民意識の高揚を積極的に図ります。

③ うるおいある河川・水路の整備

市街地における浸水被害や水質汚濁の改善に対応するとともに、うるおいを感じられる水辺空間を整備していく必要があります。

そのため、下流地域に配慮した流出抑制を基本としながら、河川・水路、地域排水施設、雨水貯留池などの効率的な整備・改善や維持管理体制の充実を推進します。

また、民間の開発行為、建築行為などへの、流出抑制施設の設置指導を促進します。

さらに、流域の水辺環境の創出や河川・水路の浄化を通して、緑と調和した魅力ある水辺環境の創出に努めます。

④ 上・下水道の整備

上・下水道は、快適な都市生活を送るうえで欠くことのできないインフラです。

そのため、上水道については、良質で安定した水の供給と未給水地域の解消を関係機関に要請するとともに、水資源の重要性を認識し、水の有効利用と市民の節水意識の高揚に努めます。

また、下水道については、生活環境の改善や河川などの水質保全の観点から公共下水道事業を推進し、事業の進捗にあわせた水洗化の普及や維持管理の充実を図ります。

⑤ 環境衛生の充実

快適で豊かな市民生活を実現するためには、清潔な生活環境などを確保する必要があります。

そのため、市内の環境衛生の向上や霊園の整備に努めるとともに、し尿処理については、現行収集方式の効率的運営などを図りながら、完全処理体制の強化に努めます。

また、下水道の未普及地域については、各家庭、事業所への合併処理浄化槽の設置を促進し、公共用水域の水質保全に努めます。

(3) 安全に暮らせる社会システムをつくります

① 交通安全の推進

モータリゼーション社会の中で、市民の安全を確保し、歩行者優先の立場から交通安全対策を進める必要があります。

そのため、運転者、歩行者それぞれの交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備・充実や各種交通規制の徹底を関係機関に要請するなど、総合的・計画的な交通安全対策を推進します。

② 防犯対策の促進

市民が安心して暮らせるために犯罪のない明るい地域社会をつくる必要があります。そのため、地域住民、警察署、防犯協会など関係機関、関係団体と連携し、市民の防犯意識の高揚や地域ぐるみの防犯活動を促進します。

③ 防災対策の強化

予想される東海地震をはじめ、風水害や都市型災害などから市民の安全を守ることは都市の基本条件であり、戦後最大級の被害となった阪神・淡路大震災の教訓も十分に踏まえた防災対策を推進する必要があります。

そのため、地域防災計画のもと、災害に強い都市基盤の整備や防災資機材の整備・充実を図るとともに、安全な避難路の確保、地域防災拠点にもなる公園、オープンスペースの確保など、防災対策の充実を図ります。

また、防災訓練の実施などを通して市民や企業の防災意識を高め、地域ぐるみの自主防災組織の育成に努めます。

さらに、災害時において、迅速かつ的確に対応できる広域的に連携した防災体制の確立に努めます。

④ 消防力の強化

市民の生命、身体、財産を守るため火災を未然に防ぐとともに、火災時にも柔軟に対応できる体制をつくる必要があります。

そのため、消防組織の充実、消防施設の更新・整備をはじめ、火災予防体制の充実や自主防火組織の育成、市民一人ひとりの防火意識の高揚を図ります。

また、大規模災害に即応できる救助体制の充実、医療機関との連携による高度な救急体制の確立、市民への救急応急処置の普及活動を推進します。

3. 「躍動感と魅力あふれる 交流拠点都市」をめざして

(1) 魅力あふれるまちづくりを進めます

① 広域交流拠点の整備

新鎌ヶ谷駅周辺地区は、都心や成田空港などへのアクセス性の高さや周辺都市への交通結節機能など、高い潜在能力を活かして開発を進める必要があります。

そのため、民間活力の誘導を図りながら効率的な市街地の整備を進め、単なる商業・業務活動の場だけではなく、人びとの交流の場として、また、鎌ヶ谷市の文化などの魅力を実感できる場として整備を進めます。

② 鉄道新線開業等に対応した新市街地の整備

市川市の本八幡から新鎌ヶ谷に至る計画路線の「鉄道北千葉線」を確かなものとする（仮称）中沢駅周辺地区などの新市街地整備を進める必要があります。

そのため、豊かな自然との調和を基調とした良好な住宅地の整備と、快適で安全性の高い市街地の形成を進めます。

③ 質の高い既成市街地の整備

自然と調和した質の高い市街地整備を進めるとともに、中心市街地においては商業やコミュニティ空間としてのまちづくりを進める必要があります。

そのため、市民の積極的な参加を得ながら、東武鎌ヶ谷駅西口周辺地区及び新京成初富駅周辺地区については市街地整備事業などによる計画的・効率的な整備を推進し、21世紀の豊かな暮らしを支える魅力とにぎわいあふれる市街地形成に努めます。

また、周辺市街地については、都市施設の充実と適切な規制・誘導などに努めます。

④ 鎌ヶ谷市の魅力あふれるまち並みづくり

市民の定住意向やふるさと意識の醸成を図るためには、愛着を持ち、誇りに思えるまちづくりを進める必要があります。

そのため、恵まれた緑豊かな自然を活かし、歴史的・文化的背景を踏まえた個性と魅力あふれるまち並みづくりなどを、市民・企業・行政が一体となって進めます。

(2) 都市活動を支える交通網整備を進めます

① 安全でゆとりある道路の整備

土地利用との整合を図り、バリアフリー化や防災への対応の視点を踏まえながら、円滑な都市活動に資する体系的な道路網整備を進める必要があります。

そのため、都市計画道路の整備をはじめとして主要市道や生活道路の整備・拡充を図るとともに、広域幹線道路としての国道及び県道については、その充実を関係機関に要請します。

② 利便性の高い公共交通体系の充実

踏切遮断による交通渋滞を解消し、都市交通の円滑化及び都市機能の向上を図り、市内地区間や市外地域間の移動が円滑に行える総合的な公共交通体系を充実させる必要があります。

そのため、鎌ヶ谷市の都市軸に集散している東武鉄道野田線及び新京成電鉄線については、引き続き連続立体交差化を促進し、道路交通の円滑化や踏切で分断されている市街地の一体化による生活環境・都市機能の向上に努めます。

また、既存の鉄道、バスなどの輸送力増強とサービスの向上については、関係機関に要請するとともに、駅前広場や駐車場の整備に努めます。

さらに、鉄道北千葉線の事業化も含め都市構造の進展に対応する総合的・効果的な交通体系の確立に努めます。

(3) 活力ある産業を育成します

① 都市農業の育成

農業を取り巻く構造変化が進む中、首都圏に位置する地理的条件を活かしながら農業を地域の特性に応じた魅力ある産業として育成する必要があります。

そのため、全国屈指の「梨」産地のブランドイメージ強化や観光農園の充実、野菜類の付加価値を高める取り組みを進めます。

さらに、減農薬や有機栽培などの環境にやさしい農業を促進するとともに、都市における農地の緑地機能を考慮し、農作物の販売を通し、市民が農業に親しむ場の充実に努めます。

② 魅力ある商業の育成

モータリゼーションの進展、規制緩和、大型店の進出、消費者ニーズの多様化などを背景として、中小商店の経営環境の悪化や商店街の停滞傾向が進んでおり、市民の買物の場、コミュニティの場を確保するうえから、魅力ある商業育成の必要があります。

そのため、広域交流拠点である新鎌ヶ谷駅周辺地区は都市基盤整備にあわせた商業集積や情報産業などの誘致を進め、映画館や劇場などの娯楽機能を備えた時間消費型の商業都市空間の確保に努めます。

また、地域商業拠点となる東武鎌ヶ谷駅及び新京成初富駅の周辺地区については、にぎわいのある中心商業地の形成に努めるとともに、鉄道高架下の利用促進を図ります。

近隣商業拠点については、地域コミュニティとの連携を図り、ふれあいを大切にした商業展開を促進します。

さらに、特産品の開発、販売拡大を通じた地場産業や商業の振興を図ります。

③ 活力ある工業の育成

規制緩和や高度情報化などの進展により、比較優位な技術力や斬新な発想による製品開発などを容易にし、新しい市場の創造が期待される一方、柔軟な企業経営が重要となってきます。また、住宅地や農地など周辺環境に配慮した工業地が求められてきます。

そのため、市内工業の首都圏における立地条件を最大限に活用して、「産・学・官」連携による企業の技術力・研究開発力の向上や企業間の交流を図りながら、高付加価値型の産業の育成・振興を図ります。

また、既存の市街地における工業は、公害対策、工場の緑化などを進め、地域環境と共生できる環境整備を促進するとともに、工場適地への集約化に努めます。

さらに、中小企業の経営近代化や勤労者福祉の充実を促進します。

④ 安心できる消費生活の推進

インターネットなどの普及によって新しい商品やサービスが出現しており、それに伴う販売や契約などのトラブルの増加が大きな消費者問題となっています。

そのため、消費者がトラブルに巻き込まれないように、消費者自身で判断できる各種商品情報の提供や支援体制の強化に努めます。

また、消費者による資源のリサイクルなど、地球にやさしい環境への正しい理解と知識を深めることのできる学習機会の充実を努めます。

第4章 基本構想の推進のために

(1) 地方分権と市民参加の推進

地方分権の進展により、地方自治体には政策の自己決定権が広がり、その役割と責任が増してきます。そこでは、これまで以上に自律的な都市経営が求められるとともに、個々の行政課題は自らの選択と責任で取り組む必要があります。そして、市民や企業との協働関係を築き、主体性と独自性を発揮しながらまちづくりを進めることが不可欠な要件となってきます。

そのため、地方分権において車の両輪ともなる自主財政権と自己決定権の拡大に取り組みます。

また、地方分権の動きと連動しながら、コミュニティ活動を基盤とする連帯性に富んだ市民意識の高揚、広報・広聴活動の一層の充実、行政情報の積極的な開示に努め、市民と行政が共通の目標に向かってお互いの責任を自覚し、役割を分担してまちづくりを進めます。

(2) 効率的で健全な行財政運営の推進

限られた人材と財源のもとでまちづくりを進めるには、効率的で弾力的な行政運営と健全な財政基盤を堅持することが必要です。

そのため、行政分野としては、政策・施策・事業の再構築を進め、事業量に応じた最適な組織体制の見直し、事務の電子化などを図ります。

行財政改革を進めていくうえでは、行政が関与すべき範囲の見直しや民間への委託など、民間活力の活用についても検討します。

また、職員の能力向上による政策形成・実現能力の強化や、総合調整機能の一層の充実を図るとともに、行政評価システムを導入し、事業の効率性を高めます。

財政運営については、自主財源はもとより、依存財源の積極的な確保や、国と地方公共団体の財政秩序の確立を積極的に要請し、財政基盤の強化を図ります。

また、実施計画に基づく予算編成を原則とし、健全な行財政構造を堅持しながら新しいまちづくりへの投資的事業の拡大を推進します。

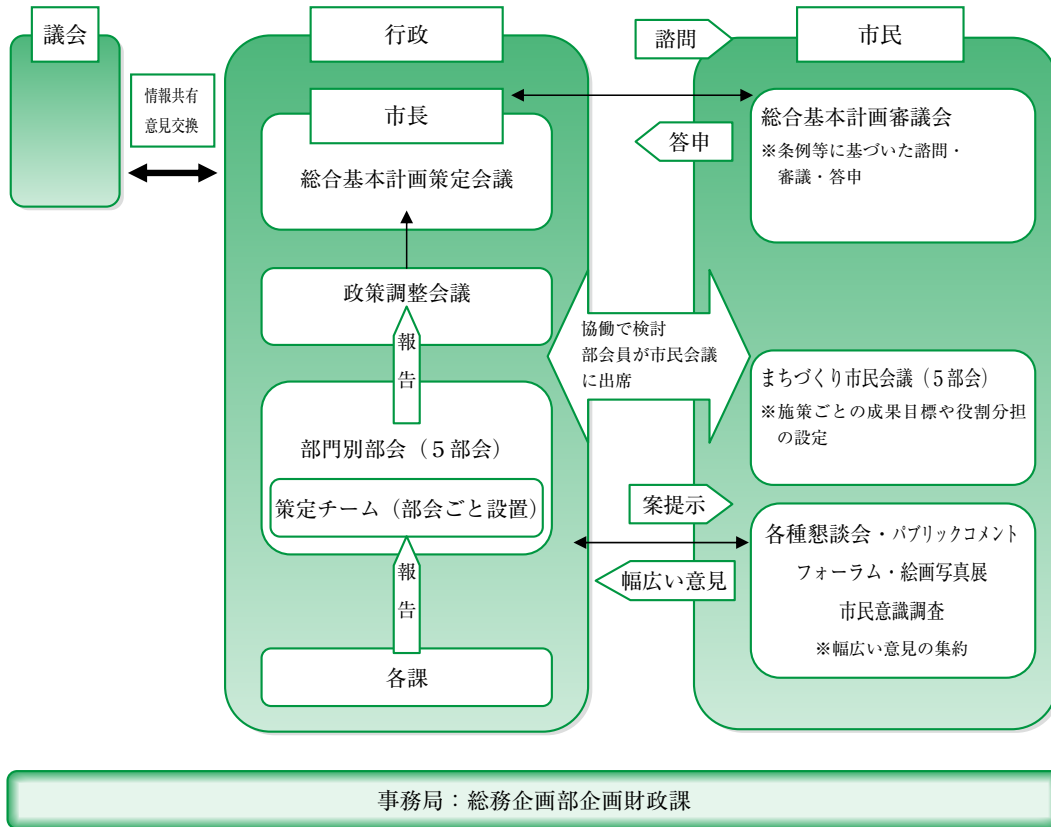
(3) 広域行政の推進

広域交通網や情報網の著しい発達に伴い、市民の日常生活圏の広域化は今後一層進むことが予測され、千葉県北西部地域における鎌ヶ谷市の広域的な役割も、ますます重要となってきます。

そのため、広域市町間の連絡体制や一部事務組合をはじめ、近隣自治体との連携と協調のもと、それぞれの地域の特性を活かした機能分担やネットワーク化を図るなど、広域性のある行政運営に努めます。

計画の策定過程

(1) 計画策定フロー



(2) 計画の策定経過

平成19年（2007年）

12月25日	「後期基本計画策定方針」策定
--------	----------------

平成20年（2008年）

4月1日	広報かまがや「後期基本計画の策定作業を開始します」掲載
4月1日	市ホームページに「後期基本計画のページ」開設
4月8日	「後期基本計画基礎調査」着手
4月15日 ～10月31日	「わたしの好きなかまがや」心象風景募集 /応募総数46名93作品
5月21日	「後期基本計画策定要領」庁内説明会
5月21日 ～7月7日	「前期基本計画の実績・課題等に関する調査」実施
6月1日	広報かまがや「地域懇談会を開催します」掲載
6月2日 ～6月20日	議員懇談会（全会派）開催 /参加者 市議会議員27名
6月9日 ～6月23日	市民意識調査実施 /対象3,000名 有効回答1,945名 有効回収率64.8%
6月22日	地域懇談会（中央東地区・北部地区）開催 /参加者 中央東地区21名、北部地区11名
7月7日	情報公開コーナーに「後期基本計画コーナー」開設
7月13日	地域懇談会（中央地区・西部地区）開催 /参加者 中央地区28名、西部地区20名
7月15日	子ども懇談会開催/参加者 市内小中学校代表者14名
7月29日	団体懇談会開催/参加者32名
8月3日	地域懇談会（南部地区・東部地区）開催 /参加者 南部地区18名、東部地区17名
9月3日	自治会連合協議会との懇談会開催 /参加者 自治会連合協議会理事 24名
9月15日 ～10月14日	総合基本計画審議会公募委員募集
10月6日	商工会との懇談会開催 /参加者 商工会役員等 9名
11月11日	「後期基本計画基礎調査」政策調整会議
11月17日	「後期基本計画基礎調査」総合基本計画策定会議
11月25日	「基本構想の取扱いについて」政策調整会議
11月26日	「基本構想の取扱いについて」政策調整会議
12月1日	「基本構想の取扱いについて」総合基本計画策定会議
12月16日	「後期基本計画基礎調査報告書」確定
12月24日	「基本構想の取扱いについて」決定

平成21年（2009年）

1月13日	「後期基本計画策定要領」政策調整会議
1月19日	「後期基本計画策定要領」総合基本計画策定会議
1月21日	「後期基本計画策定要領」策定
1月27日	「後期基本計画策定要領」庁内説明会
1月27日 ～2月27日	「後期基本計画策定に係る庁内調査」実施
2月3日 ～2月16日	「わたしの好きなかがや絵画・写真展」開催
2月7日	まちづくりフォーラム開催 /参加者 125名
	「わたしの好きなかがや」心象風景表彰式 /最優秀賞 3部門6名 小学生の部 辻本 一真 さん、芦田 望 さん 中学生の部 對間 恵梨子 さん、沼倉 慧 さん 一般の部 高橋 寛 さん、小高 魁 さん
2月15日	広報かがや「後期基本計画基礎調査の結果」掲載
2月20日	総合基本計画審議会委嘱状交付式・平成20年度第1回会議
4月20日	部門別部会及び策定チーム第1回合同会議
4月21日	都市基盤生活環境整備部会策定チーム
4月22日	行財政部会策定チーム 教育文化振興部会策定チーム
4月23日	行財政部会策定チーム
4月27日	行財政部会策定チーム
5月1日 ～5月20日	「まちづくり市民会議」公募委員募集
5月1日	健康福祉部会策定チーム
5月7日	産業振興部会策定チーム
5月8日	都市基盤生活環境整備部会策定チーム
5月11日	健康福祉部会策定チーム
5月13日	教育文化振興部会策定チーム
5月14日	行財政部会策定チーム 産業振興部会策定チーム
5月15日	健康福祉部会策定チーム
5月19日	都市基盤生活環境整備部会策定チーム
5月20日	健康福祉部会策定チーム 教育文化振興部会策定チーム
5月25日	都市基盤生活環境整備部会策定チーム
5月27日	行財政部会策定チーム
5月28日	健康福祉部会策定チーム
6月1日	教育文化振興部会
6月3日	教育文化振興部会 産業振興部会
6月18日	行財政部会
6月22日	産業振興部会
6月23日	健康福祉部会
6月24日	都市基盤生活環境整備部会

6月26日	行財政部会
6月29日	都市基盤生活環境整備部会 教育文化振興部会
6月30日	産業振興部会
7月14日	「後期基本計画（案）」政策調整会議
7月27日	「後期基本計画（案）」総合基本計画策定会議
8月6日	「後期基本計画（案）」策定
8月18日	まちづくり市民会議（第1回）開催
8月27日	市政報告会
9月1日	まちづくり市民会議（第2回）開催
9月2日	総合基本計画審議会平成21年度第1回会議 「後期基本計画（案）」諮問
9月15日 ～10月20日	パブリックコメント
9月25日 ～10月7日	議員懇談会（全会派）開催 /参加者 市議会議員27名
10月3日	地域懇談会（中央地区・西部地区）開催 /参加者 中央地区23名、西部地区21名
10月5日	商工会との懇談会開催 /参加者 商工会役員等 7名
10月6日	自治会連合協議会との懇談会開催 /参加者 自治会連合協議会理事 24名 まちづくり市民会議（第3回）開催
10月10日	地域懇談会（中央東地区・北部地区）開催 /参加者 中央東地区13名、北部地区7名
10月17日	地域懇談会（南部地区・東部地区）開催 /参加者 南部地区35名、東部地区22名 ※パブリックコメント、まちづくり市民会議、各種懇談会で市民等からいただいたご意見総数：392件
10月21日 ～10月28日	「市民等からいただいたご意見に関する対応」庁内調査実施
11月2日	行財政部会
11月4日	教育文化振興部会 都市基盤生活環境整備部会
11月6日	健康福祉部会 産業振興部会
11月9日	教育文化振興部会
11月17日	政策調整会議
11月24日	総合基本計画策定会議
11月27日	「後期基本計画（修正案）」策定
12月1日	総合基本計画審議会平成21年度第2回会議
12月22日	総合基本計画審議会平成21年度第3回会議

平成22年（2010年）

1月19日	総合基本計画審議会平成21年度第4回会議
1月29日	総合基本計画審議会から市長あて答申書提出
2月8日	総合基本計画策定会議
2月10日	「後期基本計画」策定

(3) 鎌ケ谷市総合基本計画審議会

① 鎌ケ谷市総合基本計画審議会条例 (昭和63年3月28日 条例第3号)

(設置)

第1条 本市に、鎌ケ谷市総合基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の総合基本計画に関する事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員23人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 諸団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、その所掌事務の遂行に必要なと認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合基本計画主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(執行機関の附属機関設置条例の廃止)

2 執行機関の附属機関設置条例（昭和49年鎌ケ谷市条例第1号）は、廃止する。

附 則（平成20年6月27日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年9月24日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

② 諮問及び答申

〔諮 問〕

鎌 企 第521号
平成21年9月2日

鎌ヶ谷市総合基本計画審議会
会 長 秋 山 秀 一 様

鎌ヶ谷市長 清水 聖士

鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画について（諮問）

鎌ヶ谷市総合基本計画を定めるにあたり、鎌ヶ谷市総合基本計画審議会条例（昭和63年鎌ヶ谷市条例第3号）第2条の規定により、鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

〔答 申〕

平成22年1月29日

鎌ヶ谷市長 清水 聖士 様

鎌ヶ谷市総合基本計画審議会
会 長 秋 山 秀 一

鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画について（答申）

平成21年9月2日付け鎌企第521号で諮問のあった鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画（案）について、慎重に審議した結果、次のように答申します。

答 申

「鎌ヶ谷市総合基本計画－かがやレインボープラン21－」は、21世紀の鎌ヶ谷市を市民と行政が一体となって創造していくための長期的なまちづくりの指針として策定されたものですが、その21世紀が始まってから早10年が経とうとしています。

今回諮問された「後期基本計画（案）」は、平成13～32年度を計画期間とする「基本構想」の後半10年間について、各施策の基本方針や内容などを示すもので、その内容は「目標を市民と行政が共有し、協働でそれを達成する計画」、「重点的に実施する分野を絞った計画」という特徴を備えたものとなっています。

「協働で達成する計画」とするために、分かりやすいレイアウトに心掛け、まちづくり主体ごとの役割を明記するといった工夫がなされたことや、策定過程において、まちづくり市民会議や地域懇談会、パブリックコメントなどにより計画（案）に対し392件もの意見が提出されるなど過去に例のないほどの市民参加がなされたことが評価されます。

また、「前期基本計画」に掲げた事業の完了見込みが50%を下回る状況や少子高齢化の進展とそれによる厳しい財政状況を踏まえると、重点的に実施する分野を絞る必要があります。「重点政策」を設定するとしたことも理解できるところであります。

本審議会は、このような認識を念頭に慎重に審議を重ねた結果、諮問された「後期基本計画（案）」は、総体的に妥当であると認めるとともに、下記の意見を付記します。

なお、今回の策定は、諮問の後、市民等の意見を踏まえて計画（案）を修正する形をとり、平成21年度第1回審議会の審議内容等は、この修正段階で十分検討されたため答申には含みませんが、参考として付記します。

記

1 第1編序論について

・「計画の基礎条件（財政）」で、行財政改革で削減した財源を何に充てるのか、明記されたい。

2 第2編分野別計画について

(1) 「健康で生きがいのある福祉・学習都市をめざして」について

- ①福祉施策における社会福祉協議会との連携について記載されたい。
- ②スポーツ施策の取り組みでは、他自治体と連携しながら対外的なアピールにも配慮されたい。

(2) 「自然と社会が調和する環境共生都市をめざして」について

・地球温暖化対策では、民生部門における事業者の取り組みが課題となっており、一般家庭だけでなく事業者を含んだ目標設定とされたい。

(3) 「躍動感と魅力あふれる交流拠点都市をめざして」について

- ①域内の交通利用をクリアにするために、個々の施策への取り組みが有機的に繋がるよう工夫されたい。
- ②農業施策では、新しく居住する人が農家に指導を受けつつ農地を持つといったような「市民参加型の都市農業」といった取り組みの検討とともに各種農業施策に関する広報について工夫されたい。

- ③観光の振興では、国の進める「観光立国」を念頭に取組みたい。
- ④企業誘致では、環境問題や道路整備、雇用促進などといった様々な観点から検討し、どういった業種を誘致するのか明確にしながら取組みたい。

(4) 「計画の実現のために」について

- ①退職者が地域に帰って来る点を踏まえ、実際に「後期基本計画」に取り組む中では、ボランティアの登録制度など、市民参加の促進をさらに強化されたい。
- ②計画期間開始後も、リアルタイムに市民の声を把握しながら計画を推進されたい。

3 参考（平成21年度第1回審議会等での主な意見）

- ①市の収入を伸ばす点についての記載が弱く、検討されたい。
- ②「限られた財源だから、あれもこれも出来ない」という財源ありきの考え方を改め、行政・市民の知恵・アイデア等マンパワーで解決策や魅力あるまちづくりを実現されたい。
- ③成果目標値を「現状維持」や「上昇」など言葉で表記すると、担保する制度や施策が曖昧になる可能性が高く、数値で記載されたい。また、矢印やグラフを使用することで、見やすい表記を検討されたい。
- ④成果目標値は過去の数値との比較ではなく、具体的な比較対象を明確にして、他自治体との差別化を図るべく検討されたい。
- ⑤「市民からの意見はどう検討されたのか」は注目が集まる場所であり、市民が見て、「まちづくりに協力したい」と思える計画にされたい。
- ⑥計画は市民の目線で検討し、市民が主役と考え、市民が体験したことを反映できるように検討されたい。
- ⑦計画を推進するためには関係者との連携も必要であり、警察や農業・商業関係者の意見も踏まえて推進願いたい。
- ⑧将来人口推計について、記載方法も含め、検討されたい。
- ⑨市民の不満足度が一番高い「道路の状況」について、最重要とされたい。
- ⑩重点政策について、どういった視点での設定なのか、分かりやすい記載に工夫されたい。
- ⑪「まちづくり主体ごとの役割」では、市民・事業者・行政がどういった取り組みをしていったら目指すべき姿が達成されるのか記載を検討されたい。
- ⑫後期基本計画の推進にあたり、定年退職者の協力について工夫されたい。
- ⑬ウォーキングやジョギングについて、専用コースの確保や推奨コースの発掘等、情報収集も含めて行政のリーダーシップを発揮されたい。
- ⑭「循環型社会の構築」の目標値は、資源化率を上げるだけでなく、減量もセットであることについて留意されたい。
- ⑮「消防力の強化」のめざす姿に「病気」を含めることについて、健康の施策との兼ね合いで検討されたい。
- ⑯生活道路対策は確かに財源が必要な面も多いが、速度規制の問題等、関係者との連携により対応できる方策について検討されたい。
- ⑰「安心できる消費生活の推進」の成果目標値「消費生活相談件数」は、数値が増加することを目標としていいのか、検討されたい。

4 審議経過の概要

(1) 平成20年度第1回審議会（平成21年2月20日）

- ①委嘱状の交付
- ②会長・副会長の選出
- ③後期基本計画基礎調査結果について
- ④後期基本計画策定方針・策定要領について

(2) 平成21年度第1回審議会（平成21年9月2日）

- ①「後期基本計画（案）」の諮問
 - ②「後期基本計画（案）」について
 - ③今後の策定スケジュールについて
- ※平成21年10月20日までの間、書面にて意見提出

(3) 平成21年度第2回審議会（平成21年12月1日）

- ①これまでの検討経緯と今後の審議について
- ②市民等からいただいたご意見への対応について
- ③事前意見提出票でいただいたご意見について
- ④「後期基本計画（修正案）」について
- ⑤「第1編序論」の審議について

(4) 平成21年度第3回審議会（平成21年12月22日）

- ①「第2編分野別計画」の審議について
- ②「計画全体に係る内容」の審議について

(5) 平成21年度第4回審議会（平成22年1月19日）

- ・ 答申書の内容について

(6) 市長への答申書提出（平成22年1月29日）

- ・ 会長から市長へ答申

③鎌ヶ谷市総合基本計画審議会委員

(順不同／敬称略)

会 長	秋山 秀一	東京成徳短期大学教授
副 会 長	島岡 貞男	鎌ヶ谷市自治会連合協議会
委 員	平石 正美	国土舘大学教授
	中井 恒雄	鎌ヶ谷市保健・医療・福祉問題協議会
	恵 小百合	鎌ヶ谷市環境審議会
	高橋 渡	鎌ヶ谷市商工会
	鈴木 秀承	鎌ヶ谷市社会福祉協議会
	御代川 泰久	鎌ヶ谷市体育協会
	笹川 種夫	鎌ヶ谷市生涯学習審議会
	川上 伝吉	とうかつ中央農業協同組合
	近藤 勝	東葛飾県民センター
	宮崎 一雄 (～H21.3.31)	習志野健康福祉センター
	進藤 悦男 (H21.4.1～)	
	吉田 文夫 (～H21.9.23)	鎌ヶ谷警察署
	中村 好一 (H21.9.24～)	
滝 克洋	公募委員	
竹内 直榮	公募委員	
早川 昌明	公募委員	

(4) 鎌ケ谷市総合基本計画策定まちづくり市民会議

① 鎌ケ谷市総合基本計画策定まちづくり市民会議設置要領

第1 目的

鎌ケ谷市総合基本計画後期基本計画（案）（以下「計画案」という。）を策定するにあたり、市民の意見を広く求めながら策定を行うため、鎌ケ谷市総合基本計画策定まちづくり市民会議（以下「まちづくり市民会議」という。）を設置する。

第2 所掌事務

まちづくり市民会議は、市が策定する計画案の策定にあたり、市職員との意見交換を行う。

第3 組織

- (1) まちづくり市民会議は、鎌ケ谷市総合基本計画の策定に関する規程（昭和58年鎌ケ谷市訓令第21号）第11条に規定する部門別部会（以下「部会」という。）ごとに設置する。
- (2) まちづくり市民会議は、各部会5人から7人程度の委員で組織する。
- (3) 委員は、公募による市民及び別に定める市内でまちづくり活動を行っている各種団体から推薦を受けた者から市長が委嘱する。
- (4) 公募による市民は各部会原則1人とする。

第4 委員の任期

- (1) 委員の任期は、委嘱した日から、計画案の策定が終了する日までとする。
- (2) 委嘱時に各種団体から委員となった者がその団体を離れたときも計画案の策定が終了するまで引き続き委員の職にとどまるものとする。

第5 部会長及び副部会長

- (1) 各部会に部会長及び副部会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- (2) 部会長は会務を総理する。
- (3) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその職務を代理する。

第6 会議

まちづくり市民会議は、市長の要請に基づき部会ごとに部会長が招集し、議長となる。

第7 事務局

まちづくり市民会議の事務局は総務企画部企画財政課企画政策室に置き、その庶務を行う。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、まちづくり市民会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年3月11日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年5月12日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年5月28日から実施する。

② 鎌ヶ谷市総合基本計画策定まちづくり市民会議委員

(順不同／敬称略)

行財政部会	高橋 修司	国際交流協会
	○竹内 春美	男女共同参画推進懇話会
	◎舟生 國昭	自治会連合協議会
	小林 慶太	公募委員
都市基盤・生活環境整備部会	石井 恵美子	かまがや環境市民会議
	○竹江 文章	(社)千葉県建築士会鎌ヶ谷支部
	熊谷 利和	交通安全協会
	◎高橋 寛	自治会連合協議会
	下通 佑作	公募委員
	飯田 文夫	公募委員
健康福祉部会	太田 健氏苗	私立幼稚園協議会
	西川 久雄	ブルーウォーキング
	◎佐藤 喜夫	民生委員児童委員協議会
	山中 サキ子	老人クラブ連合会
	鮫島 亘	身体障がい者福祉会
	○飯高 優子	手をつなぐ親の会
	柳原 國三郎	こころの健康をささえあうききょうの会
	秋澤 進一	聴覚障がい者福祉会
教育文化振興部会	◎清松 植男	生涯学習審議会
	今村 濃太	小中学校PTA連絡協議会
	○平栗 三男	芸術文化協会
	中村 茂	体育協会
	糟谷 聡介	公募委員
産業振興部会	◎豊田 朋二	商工会
	指旗 和子	消費者の会
	○鈴木 徳市	梨業組合
	山田 芳裕	まごころ会

◎=部会長、○=副部会長

(5) 計画策定の庁内体制

① 鎌ヶ谷市総合基本計画の策定に関する規程

(昭和58年9月29日 訓令第21号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、本市将来の健全な発展と、市民福祉の向上を図るために策定する、鎌ヶ谷市総合基本計画（以下「総合基本計画」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合基本計画策定の原則)

第2条 総合基本計画の策定に当たっては、市民及び職員参加を考慮した計画策定とする。

(総合基本計画)

第3条 総合基本計画は、次条から第6条に定める基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。

(基本構想)

第4条 基本構想は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定により策定するもので、まちづくりの基本理念と将来の本市都市像及び施策の大綱を掲げるものとする。

2 基本構想は、市長が別に定める策定要領により、企画財政課及び策定チームで作成された素案を部門別部会（以下「部会」という。）及び政策調整会議において検討したのち、総務企画部長が調整し、総合基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）に図ったのち、市議会の議決を経て決定する。

(基本計画)

第5条 基本計画は、基本構想に基づいて、まちづくりの基本的方向と、具体的整備目標を総合的、体系的に掲げた計画とする。

2 基本計画は、市長が別に定める策定要領により、各部局で作成された素案を、策定チームで検討し、部会及び政策調整会議で検討、調整したのち、総務企画部長が調整し、策定会議に図ったのち市長が決定する。

(実施計画)

第6条 実施計画は、基本計画に基づき、具体的な事務事業の実施に関して作成する計画とする。

2 実施計画は、市長が別に定める策定要領により、各部局が作成した素案を政策調整会議において調整したのち、総務企画部長が調整し、策定会議に図ったのち市長が決定する。

(総合基本計画審議会への諮問)

第7条 市長は、第4条及び第5条の規定により、基本構想、基本計画を決定しようとするとき又はその他総合基本計画に関する主要な事項を決定しようとするときは、鎌ヶ谷市総合基本計画審議会に諮問するものとする。

(要旨の公表)

第8条 市長は、総合基本計画を策定したときは、その要旨を公表する。

(推進体制)

第9条 総合基本計画の策定を計画的かつ円滑に推進するため策定会議、部会及び策定チームを組織するものとする。

(総合基本計画策定会議)

第10条 策定会議は、市長、副市長及び別表第1に掲げる者をもって構成する。ただし、議長が会議の運営上必要と認めたときは、別表第1に掲げる者以外の出席を求めることができる。

- 2 会議の議長は、市長が行う。
- 3 議長に事故あるときは、副市長がその職務を代行する。
- 4 会議は、必要に応じて、議長が招集する。
- 5 策定会議は、次の各号に掲げる事務を処理する。
 - (1) 総合基本計画案の審議、決定に関すること。
 - (2) 部門別計画の総合調整に関すること。
 - (3) その他総合基本計画の策定に関し、特に必要と認めること。

(部門別部会)

- 第11条 部会の名称、所掌事務及び構成員は、別表第2のとおりとする。
- 2 部会に別表第2に掲げるとおり部会長及び副部会長を置く。
 - 3 部会は、部会長が招集し、総括するものとする。
 - 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 5 部会長は、必要があると認めるときは、当該の部会に属しない、他の職員の出席を求め意見を聞くことができる。
 - 6 部会長は、所管に属する計画について調査又は審議を終了したときは、その結果を総務企画部長を経て、策定会議に報告するものとする。

(策定チーム)

- 第12条 策定チームは、前条に規定する部会ごとに設置する。
- 2 策定チームは係長相当職で構成し、部会長が指名する。
 - 3 策定チームのリーダーは、部会の副会長が行う。
 - 4 会議は、必要に応じてリーダーが招集する。
 - 5 策定チームは、部門別の各課素案の検討を行うとともに、部門別計画原案を作成する。
 - 6 リーダーは、策定チームにおける検討結果等について、部会長に報告するものとする。

(総合基本計画の改定)

- 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合基本計画を改定するものとする。
- (1) 特に著しい社会的、経済的情勢の変化が生じたとき。
 - (2) 国又は県の計画変更その他により、著しい事業量の増減を生じたとき。
 - (3) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
 - (4) その他市長が必要と認めたとき。

(庶務)

- 第14条 策定会議、部会及び策定チームの庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

- 第15条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第10条関係）

市長事務部局	総務企画部長 市民生活部長 健康福祉部長 都市建設部長
	会計管理者
教育委員会事務局	教育長 生涯学習部長
議会事務局	事務局長
消防本部	消防長

別表第2（第11条関係）

部会名	所掌事務	構成員
行財政部会	1) 人口、財政、所得等基本フレームに関すること。 2) 土地利用計画に関すること。 3) コミュニティ計画に関すること。 4) 市民参加に関すること。 5) 行財政計画に関すること。 6) 他部会に属さない事項に関すること。	部会長 総務企画部長 副部会長 総務企画部次長 総務企画部 総務課長、企画財政課長、秘書広報課長、契約管財課長、課税課長、収税課長 市民生活部 市民課長、農業振興課長、商工振興課長、市民活動推進課長 都市建設部 都市計画課長 会計課 課長 選挙管理委員会事務局 局長 監査委員事務局 局長
都市基盤・生活環境整備部会	1) 都市計画に関すること。 2) 都市開発計画に関すること。 3) 交通計画に関すること。 4) 住宅計画に関すること。 5) 公園緑地計画に関すること。 6) 下水道計画に関すること。 7) 河川・水路計画に関すること。 8) 環境衛生計画に関すること。 9) 環境計画に関すること。 10) 消防・防災計画に関すること。 11) 霊園計画に関すること。 12) 交通安全計画に関すること。	部会長 都市建設部長 副部会長 都市建設部次長 総務企画部 企画財政課長 市民生活部 クリーン推進課長 環境課長、安全対策課長 都市建設部 都市計画課長、道路河川建設課長、道路河川管理課長、建築住宅課長、下水道課長、公園緑地課長、都市整備課長 消防本部 消防総務課長、予防課長、警防課長

部会名	所 掌 事 務	構 成 員
健康福祉部会	1) 社会福祉計画に関すること。 2) 保健衛生計画に関すること。	部会長 健康福祉部長 副部会長 健康福祉部次長 市民生活部 保険年金課長 健康福祉部 社会福祉課長、障がい福祉課長、こども課長、高齢者支援課長、健康増進課長 教育委員会 学務課長、生涯学習課長
教育文化振興部会	1) 教育計画に関すること。 2) 文化振興に関すること。 3) 生涯学習計画に関すること。	部会長 生涯学習部長 副部会長 生涯学習部次長 教育委員会 教育指導課長、学務課長、生涯学習課長、文化スポーツ振興課長、生涯学習推進センター所長
産業振興部会	1) 農業振興に関すること。 2) 商業振興に関すること。 3) 工業振興に関すること。 4) 消費者行政計画に関すること。	部会長 市民生活部長 副部会長 市民生活部次長 市民生活部 クリーン推進課長、環境課長、農業振興課長、商工振興課長 都市建設部 都市計画課長 農業委員会 局長 事務局

各施策成果目標一覧

政策	施策	成果指標	現状値 (直近)	単位	27年度	32年度
政策1-1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります【重点政策】						
1	地域で支えあう福祉社会の形成	福祉環境満足度（市民意識調査）	12.5	%	13.0%	14.0%
		ボランティア登録団体会員数	1,511	人	1,550人	1,600人
2	いきいきとした高齢社会の形成	65歳以上要介護認定率	13.0	%	14.5%	15.5%
		趣味や習い事などを行っている高齢者の割合（高齢者アンケート）	60.7	%	増加	増加
3	健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	合計特殊出生率	1.34	—	1.34	1.34
		保育所待機児童数	63	人	0人	0人
		就学前人口に対する保育所入所率	15.0	%	16.5%	18.0%
4	社会参加に向けた障がい者（児）福祉の推進	障がい者手帳所持者のうち施設入所者を除いた割合	98.1	%	98.4%	98.7%
		訪問系サービス利用者数	65	人	90人	110人
		日中活動系サービス利用者数	223	人	360人	390人
5	安心して暮らせる社会保障の充実	（施策の成果指標なし）				
6	健康を支える保健・医療の充実	平均寿命（男）	79.3	歳	延伸	延伸
		平均寿命（女）	86.0	歳	延伸	延伸
		自分の健康に満足している率（市民健康意識調査）	49.5	%	53%	55%
		乳児死亡率（出生千対）	6.3	人	減少	減少
政策1-2 生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくります						
1	いきいきとした生涯学習の推進	生涯学習をしている市民割合（市民意識調査）	64.3	%	67.0%	70.0%
		学習施設利用者数	362,895	人	385,000人	400,000人
		図書館資料貸出数	424,600	冊	435,000冊	450,000冊
2	生涯スポーツ・レクリエーションの振興	1年間継続してスポーツをしている市民割合（市民意識調査）	21.0	%	23.0%	25.0%
		余暇時間にスポーツを行っている市民割合（市民意識調査）	12.0	%	13.5%	15.0%
3	芸術・文化の振興	市民文化祭等市主共催芸術文化事業参加・発表者数	2,312	人	2,500人	2,800人
		指定文化財数	29	件	30件	32件

政策	施策	成果指標	現状値 (直近)	単位	27年度	32年度	
政策1-3 人間性豊かな子どもの育成環境をつくります【重点政策】							
	1 豊かな人間性を育む 幼児教育の充実	市内幼稚園児・保育 所児童数	3,396	人	3,450人	3,500人	
		少人数指導教員配置数	14	人	14人	14人	
	2 生きる力を育てる義 務教育の充実	特別支援教育推進指 導教員配置数	10	人	14人	14人	
		不登校児童生徒出現率	1.1	%	0.8%	0.5%	
		義務教育施設耐震化率	39.2	%	80.4%	100.0%	
		学校災害件数の割合	6.0	%	5.5%	5.0%	
	3 児童・生徒の健康と 安全の確保	子ども安全メール登 録者数	5,494	人	6,200人	7,000人	
		学校給食残菜率	14.4	%	13.2%	12.0%	
	4 高等教育の充実	オープンカレッジか まがや参加者数	906	人	1,000人	1,200人	
	5 青少年の健全育成	地域見守り活動従事 者数(延べ)	1,151	人	1,250人	1,300人	
ジュニアリーダース クラブ新規加入者数		3	人	3人	3人		
政策1-4 個人が尊重しあう多様な市民交流をつくります							
	1 個性豊かなコミュニ ティづくり	自治会加入世帯数	28,915	世帯	29,500世帯	29,800世帯	
		市民活動推進セン ター登録団体数	69	団体	90団体	105団体	
		過去1年間に地域活動 をした市民割合(市 民意識調査)	64.0	%	66.0%	68.0%	
	2 市民生活を支える地 域情報化の推進	市ホームページ年間 アクセス数	397,286	件	410,000件	420,000件	
		まなびいネット利用 件数	48,928	件	53,500件	56,000件	
	3 男女共同参画社会づ くり	男女が平等であると 考える市民割合(市 民意識調査)	24.4	%	30.0%	35.0%	
		審議会等女性委員割合	23.2	%	27.0%	30.0%	
	4 世界と結びつく国際 化の促進	通訳ボランティア登 録人数	25	人	28人	30人	
		姉妹都市ワカタネを 知っている人の割合 (市民意識調査)	54.9	%	60.0%	65.0%	
	政策2-1 人と自然にやさしい地域社会をつくります						
	1 環境保全の促進	河川の水質BOD値	13.9	mg/L	90mg/L以下	50mg/L以下	
		市内全域の温室効果 ガス排出削減率	—	%	—	25% (平成2年度 基準年)	
2 循環型社会の構築	資源化率	25.1	%	上昇	上昇		
	最終処分率	8.2	%	減少	減少		

政策	施策	成果指標	現状値 (直近)	単位	27年度	32年度
政策2-2 快適な暮らしの環境をつくります						
1	良好な住宅の整備	工事完了検査率	76.5	%	88%	100%
		無料耐震診断相談会申込者への診断実施率	100	%	100%	100%
2	快適な公園・緑地環境の整備	市民一人当たりの公園面積	2.1	㎡/人	3.3㎡/人	3.8㎡/人
3	うるおいある河川・水路の整備	浸水面積	127.2	ha	123.9ha	121.1ha
		浸透樹設置個数	5,728	基	6,800基	7,800基
4	上・下水道の整備	上水道普及率	73.8	%	上昇	上昇
		下水道普及率（処理区域内人口/行政区内人口）	52.6	%	60.0%	68.0%
		下水道水洗化戸数	21,550	戸	25,500戸	29,300戸
5	環境衛生の充実	生活排水処理率	73.0	%	88.0%	94.2%
政策2-3 安全に暮らせる社会システムをつくります【重点政策】						
1	交通安全の推進	交通事故発生件数	442	件	407件	349件
		人口千人当たりの交通事故死傷者数	4.9	人	4.4人	3.8人
2	防犯対策の促進	刑法犯認知件数	1,498	件	1,400件	1,300件
		防犯パトロール隊団体数	37	団体	38団体	40団体
3	防災対策の強化	自主防災組織組織率	66	%	68%	70%
		防災訓練参加延べ人数	1,334	人	5,800人 (平成20年度から延べ)	10,300人 (平成20年度から延べ)
4	消防力の強化	普通救命講習受講者数	2,059	人	7,000人	10,000人
		住宅用火災警報器普及率	34.0	%	49.5%	65.0%
		人口1万人当たりの出火率	3.6	件	3.6件	3.6件
政策3-1 魅力あふれるまちづくりを進めます【重点政策】						
1	広域交流拠点の整備	新鎌ヶ谷駅乗降客数（1日あたり）	82,823	人	92,000人	100,000人
		新鎌ヶ谷地区事業所数	164	件	230件	270件
2	鉄道新線開業等に対応した新市街地の整備	新市街地整備事業着手地区数	0	地区	0地区	1地区
3	質の高い既成市街地の整備	鎌ヶ谷市を住み良いと答えた市民割合（市民意識調査）	45.3	%	50.0%	55.0%
		既成市街地整備事業着手地区数	1	地区	1地区	2地区
4	鎌ヶ谷市の魅力あふれるまち並みづくり	市の景観への満足度（市民意識調査）	23.8	%	28.0%	33.0%
政策3-2 都市活動を支える交通網整備を進めます						
1	安全でゆとりある道路の整備	「道路の状況」不満足度（市民意識調査）	65.2	%	58.0%	50.0%
		都市計画道路整備率	30.1	%	38.0%	43.0%
2	利便性の高い公共交通体系の充実	鉄道駅乗降客数（1日あたり）	181,914	人	192,000人	200,000人
		市内バス利用者数（1日あたり）	1,794	人	1,900人	2,000人

政策	施策	成果指標	現状値 (直近)	単位	27年度	32年度
政策3-3 活力ある産業を育成します						
1	都市農業の育成	販売農家数	362	戸	330戸	330戸
		経営耕地面積	41,500	a	37,500a	37,500a
2	魅力ある商業の育成	年間商品販売額	8,645	千万円	8,700千万円	8,700千万円
		小売業における売り場面積	90,354	m ²	90,400m ²	90,400m ²
3	活力ある工業の育成	製造品出荷額	3,843	千万円	3,900千万円	3,900千万円
		資金融資件数	18	件	30件	40件
		無料職業紹介所の紹介による就職件数	122	件	120件	120件
4	安心できる消費生活の推進	消費生活相談件数	131	件	300件	300件
政策4-1 計画の実現のために						
1	地方分権と市民参加の推進	市政に関する情報を得られている市民割合（市民意識調査）	36.4	%	43.0%	50.0%
		過去1年間に地域活動をした市民割合（市民意識調査）	64.0	%	66.0%	68.0%
		市民の意見や要望が市政に反映されていると思う市民割合（市民意識調査）	31.3	%	40.0%	50.0%
		市政への参加の機会が進んだと思う市民割合（市民意識調査）	18.1	%	25.5%	33.0%
2	効率的で健全な行財政運営の推進	経常収支比率	95.6	%	95.0%	95.0%
		市職員の市民への対応が良くなったと答えた市民割合（市民意識調査）	26.1	%	28.0%	30.0%
		職員一人あたりの人口	147.7	人	160.3人	160.3人
3	広域行政の推進	共同処理事務数	4	件	増加	増加
		公共施設の共同利用数	0	件	増加	増加
		広域要望の実現度	—		増加	増加

鎌ヶ谷市総合基本計画後期基本計画

発行日：平成22年3月

発 行：鎌ヶ谷市

編 集：鎌ヶ谷市総務企画部企画財政課企画政策室

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

電 話 047-445-1141

F A X 047-445-1400